

第 1 1 7 回香芝市都市計画審議会要約会議録

1 招集年月日 平成 2 7 年 8 月 2 7 日 午前 1 0 時から 午前 1 1 時

2 招集場所 本市役所 3 階 第 1 会議室

3 議事

(1) 議案審議

1) 第 1 号議案 大和都市計画生産緑地地区の変更 (香芝市決定) について
(香芝市提案)・・・原案承認

第 1 号議案について、次のような質問や意見、回答があった。

質問	1 5 4 地区の写真を見ると、生産緑地なのに山林のように見えるのですが、どのような使い方ですか。
回答	生産緑地は、田や畑だけでなく、山林も指定は可能でございます。
意見	<p>文化財としての視点ですが、今回 9 件上がっているうち、後半の 5 件は、文化財保護法における埋蔵文化財の包蔵地でございます。現状を変更する場合には届出が必要です。</p> <p>1 5 5 地区は香芝市で一番大きな前方後円墳である狐井城山古墳の外堤の外側にかかる部分にあたり、埋蔵文化財としては重要な土地であります。</p> <p>1 5 4 地区の古墳は、前方後円墳であり、香芝市には先ほど申し上げた狐井城山古墳とこの古墳を含めて、前方後円墳は 4 ～ 5 つぐらいしかありません。</p> <p>前方後円墳というのは、大和政権がその地域を治める首長にたいして政権が認めた形の古墳であると考えられているので、一般的な方墳や円墳と比べると、重要な古墳だと考えられます。</p> <p>周辺がだいぶ家が迫ってきており、古い時期にかつての古墳の墳丘地帯を削って家を建てているので形は崩れていますが、もともとは綺麗な全長 7 0 m ほどの前方後円墳でした。この地域において大きな勢力をもった首長墓の一つであると考えられます。</p>
質問	今お話を聞いた限りでは、貴重な文化財かもしれないということで、生産緑地のままであればそのまま残されていく可能性が高いですが、解除されれば、活用はどうなるのかということは、危惧されるところです。

もうひとつは、さきほどの山林の土地の解除理由が「農業継続ができないこと」と書いていますが、山林なのに農業継続とはどういうことですか。

回答

一つ目は、今回の生産緑地は文化財に個人の所有地であり、基本的にはその財産は個人の判断で処分されます。

もし、貴重な文化財であり、市として保存しなければならない場合は文化財を担当しております教育委員会との連携で買取りを検討したいと思います。

二つ目は、かつてこの山林で、きのこの栽培をしていたと聞いております。その面で農業と書いております。

質問

仮に解除になって、転売なり、開発になりそうだとしたときに、都市計画として、貴重な文化財かもしれない土地に対してどのような指導をしていきますか。

回答

都市計画課では、生産緑地法による買取申出のほかに開発の事前協議もさせて頂いております。そこで文化財がありましたら、生涯学習課の文化財係に意見を求めており、その意見を伝えております。

また、都市計画課の窓口で土地規制を聞きに来た方に対しても、埋蔵文化財の包蔵地に入っておれば、そのことを周知し、文化財係の指示を受けることを伝えております。

質問

事務局のおっしゃることもよくわかるのですが、御所市で古墳が出たときに、業者が無許可で形体を壊したということがありました。

文化財の事前の調査をすることはないのでですか。

回答

都市計画課として、調査をすることはいいです。文化財係にて文化財に関する資料はあると思います。

質問

文化財をどのように扱っていくのかというのは、広い意味での都市計画になってくると思います。都市計画として積極的にどのようにやっていくという方針を打ち出すということはないのですか。

香芝市で少ない貴重な文化財かもしれないものに関して、都市計画課としてはなにか方針があって然るべきだと思います。

回答

文化財保護等につきましては、今後教育委員会等も含めた中で協議をして参ります。

ただ、今回は生産緑地の解除ということでございます。古墳という一体的な話になると、生産緑地の解除という議論の中では、なかなかそこまで踏み込んでいけないのかなと思います。

区域として狐井城山古墳の今後のあり方を含め、教育委員会とも協議して参りたいと思います。

質問

生産緑地の解除について、教育委員会にはその旨を通知しているのですか。

回答

生産緑地の買取検討委員会に教育部長に入ってください、起案を合議しております。